

平成31年度国民健康保険のお知らせ

HPを見る

問 保険医療課 ☎56-0618 (記事ID 447)

国民健康保険は、国保加入者が病気などのリスクに備えて、「保険税」という形で、医療費等にかかる費用を出し合い、互いに支え合う公的医療保険です。

高額な治療(新薬)でも、保険適用されていれば、あなたが病院で支払う額は所得に応じた「自己負担限度額」までで済みます。限度額を超えた分の医療費は、公的医療保険でカバーされ、その費用は保険税の他、国・県の公費でまかなわれています。

例えば 200 万円の
医療費がかかった場合

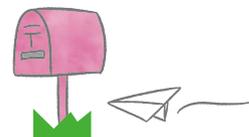
※70歳未満、所得210万円以下の場合



しかし、本市国保の合計は、保険税と公費だけでは医療費をまかないきれずに、「市民の税金」を入れて補っています。それを少しずつ減らすために、平成30年度から5年間かけて保険税の引き上げを行うこととしており、今年はその2年目です。公的医療保険制度の役割をご理解いただき、国保加入者みなさんそれぞれの所得に応じた保険税の負担をお願いします。

国民健康保険税の決定通知を発送します。

平成31年度国民健康保険税の納税通知書を、世帯主宛てに7月11日以降に発送します。



保険税率等が
変わります。

5年かけた段階的な引き上げの2年目です

平成30年度

	医療分	支援分	介護分
所得割率 (%)	4.73	1.41	1.03
均等割額 (円)	19,600	5,800	6,100
平等割額 (円)	18,300	5,500	4,600
賦課限度額 (円)	580,000	190,000	160,000

平成31年度

	医療分	支援分	介護分
所得割率 (%)	5.22	1.63	1.29
均等割額 (円)	21,500	6,700	7,300
平等割額 (円)	18,500	5,800	4,700
賦課限度額 (円)	610,000	190,000	160,000